

### 一般社団法人日本ろう空手道協会 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	<p><b>【審査基準(1)について】</b>            現在、“音声が見える空手道大会”を担っている「全日本ろう者空手道連盟」と統合を進めていることから、ろう空手道の組織運営に関する基本計画についてはまだ示せていない。2024年3月までに、構成員や支援者を増やし、多様なステークホルダーと対話できる機会（アンケート・討論会・意見交換会等）を設け、それらの意見を反映させ、安定的かつ持続的可能な組織運営を実現するために、目指すべき基本方針および中長期計画を策定し、2025年3月の公表を目指す。            2024年度（2025年3月開催予定）の総会で計画案を決議し、その後会員に周知するとともにホームページにも公開する予定。</p> <p><b>【審査基準(2)について】</b>            同上。</p> <p><b>【審査基準(3)について】</b>            役職員や構成員のみならず、デフアスリートのアントラージュ・多様なステークホルダーから幅広く意見を募っていく。</p>	
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	<p><b>【審査基準(1)について】</b>            現在、“音声が見える空手道大会”を担っている「全日本ろう者空手道連盟」と統合を進めていることから、ろう空手道の組織運営に関する基本計画についてはまだ示せていない。2024年3月までに、構成員や支援者を増やし、多様なステークホルダーと対話できる機会（アンケート・討論会・意見交換会等）を設け、それらの意見を反映させ、安定的かつ持続的可能な組織運営を実現するために、目指すべき基本方針および中長期計画を策定し、2025年3月の公表を目指す。            2024年度（2025年3月開催予定）の総会で計画案を決議し、その後会員に周知するとともにホームページにも公開する予定。</p> <p><b>【審査基準(2)について】</b>            同上。</p> <p><b>【審査基準(3)について】</b>            役職員や構成員のみならず、デフアスリートのアントラージュ・多様なステークホルダーから幅広く意見を募っていく。</p>	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	<p><b>【審査基準(1)について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2024年度内に団体統合を進めていることから整理し、2025年度内に「会計規程」、「寄付金等取扱規定」を定めてHPにて公開予定。</li> <li>・中長期的な財源の確保については、2024年度内の団体統合以降に会員の拡大をはじめ、支援企業の獲得なども含めた計画を策定していく。2024年度(2025年3月開催)の理事会にて決議をし、2025年の総会で承認後に周知・公開する予定。</li> </ul> <p><b>【審査基準(2)について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「会計規程」、「寄付金取扱規程」を策定し、HPにて公開する予定。</li> <li>・決算報告、収支予算表等をHPにて公開している。</li> </ul> <p><b>【審査基準(3)について】</b></p> <p>役職員や構成員のみならず、多様なステークホルダーから幅広く意見を募っていく。</p>	
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役員選考委員会を設置するための「役員の選任に関する規程」を設け、外部理事及び女性理事の目標割合を設定している。</li> <li>・2024年度時点で役員4名(理事3名、監事1名)で構成されている。また、目標割合(外部理事25%、女性理事40%)に沿った役員体制となっている。</li> </ul>	
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	当協会は評議員会を設置していない。	
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	2024年度中のアスリート委員会の設置へ向けて準備を進めている。2024年3月設置予定。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	当協会の役員は4名で構成をしている(理事3名、監事1名)。監事は弁護士の資格を有しており、法的観点も含め協会の運営に関し、適正な意見を頂いている。	00.役員名簿 - 2023・2024
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	<ul style="list-style-type: none"> <li>役員選考委員会を設置するための「役員の選任に関する規程」整備済している。</li> <li>就任時の理事の年齢に制限を設けている。</li> </ul>	(A-10) 役員の選任に関する規程
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	2024年度現時点で10年を超えて就任している理事はいない。 「役員の選任に関する規程」を定めてHPにて公開している。	(A-10) 役員の選任に関する規程
			【例外措置または小規模団体配慮措置】	
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>「役員選考委員会」を設置するための「役員の選任に関する規程」を定めてHPにて公開している。</li> <li>2025年度総会での役員改選までに、「役員選考委員会」を設置する。</li> </ul>	(A-10) 役員の選任に関する規程
11	[原則3] 組織運営等に必要ない規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>「倫理・懲戒規程」、「反社会勢力対応規程」等を定めてHPにて公開している。</li> <li>「コンプライアンス委員会」を設置するために、あわせて改定した「倫理・懲戒規程」をHPにて公開している。</li> </ul>	(A-8) 倫理・懲戒規程 (A-5) 反社会勢力対応規程
12	[原則3] 組織運営等に必要ない規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	「会費規程」、「謝金規程」、「旅費規程」を整備している	(A-2) 会費規程 (A-3) 謝金規程 (A-4) 旅費規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
13	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「反社会勢力対応規程」、「内部通報に関する規程」「コンプライアンス委員会規程」「利益相反取引管理規程」を整備している。</li> <li>・「役員の選任に関する規程」を整備している。今後は2025年度総会での役員改選までに人材の確保を進めていく。</li> </ul>	(A-5)反社会勢力対応規程 (A-6)内部通報制度に関する規程 (A-7)日ろ空 コンプライアンスホットライン 通報・相談受付票 (A-9)コンプライアンス委員会規程 (A-11)利益相反取引管理規程 (A-10)役員の選任に関する規程
14	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	「謝金規程」、「旅費規程」を整備している。原則として法人の役職員は無報酬である。	(A-3) 謝金規程 (A-4) 旅費規程
15	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	2024年度内に団体統合を進めていることから整理し、2025年度内に「財産管理規程」を定めてHPにて公開予定。	
16	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	2024年度内に団体統合を進めていることから整理し、2025年度内に「寄付金等取扱規定」を定めてHPにて公開予定。別途必要に応じて追加していく。	
17	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 選考基準については強化委員会規程、強化選手規程に記載され、都度行われる選考会前や説明会時に公表している。</li> <li>2024年12月世界大会に向けた選考会を2024年7月に実施し、同日に説明会を行った。</li> <li>(2) 選手の権利保護に関する規程として、定款54条にスポーツ仲裁の利用が可能であることが記載されている</li> <li>(3) 証憑書類(B-3), (B-2), 01の資料を踏まえて、公平で合理的な内容で代表選手選考を実施している。</li> </ul>	(B-3)強化指定選手規程 (B-2)強化委員会規程 01.世界ろう者空手道選手権大会 日本代表選手選考会要項
18	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	現在、当団体に所属する審判はおらず、全空連の地方支部等から派遣していただくなどの協力をいただいている。	
19	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内部通報制度に関する規程を整備し、日ろ空 コンプライアンスホットライン 受付窓口を設置し、弁護士である監事が対応する事となっている。</li> <li>・当会監事に弁護士を選任したことで、役職員は、潜在的な問題を把握し、調査の必要性の有無等を判断できる程度の法的知識を有している。また、日常的に相談や問い合わせができる体制となっている。</li> </ul>	(A-6)内部通報制度に関する規程(A-7)日ろ空 コンプライアンスホットライン 通報・相談受付票 00.役員名簿



審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	・「 <b>コンプライアンス委員会規程</b> 」を定めてHPにて公開している。	
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	・「 <b>コンプライアンス委員会規程</b> 」定めてHPにて公開している。 ・ <b>コンプライアンス委員会に弁護士や有識者を配置予定</b>	
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	・ <b>2024年5月～7月に選手、強化スタッフ全員が「R6年度 JPC インテグリティ研修」を受講した。</b> ・ <b>2024年9月に「アンチドーピング」、2024年10月に「SNSの効果的な利用と注意」の研修を実施した。</b> ・ <b>毎年、コンプライアンス研修（インテグリティ教育）を強化指定選手及び指導者向けに1回以上行っている。</b> ・「 <b>コンプライアンス委員会規程</b> 」を定めてHPにて公開している。	
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	・ <b>2024年5月～7月に選手、強化スタッフ全員が「R6年度 JPC インテグリティ研修」を受講した。</b> ・ <b>2024年9月に「アンチドーピング」、2024年10月に「SNSの効果的な利用と注意」の研修を実施した。</b> ・ <b>毎年、コンプライアンス研修（インテグリティ教育）を強化指定選手及び指導者向けに1回以上行っている。</b> ・「 <b>コンプライアンス委員会規程</b> 」を定めてHPにて公開している。	
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	現在、当団体に所属する審判はおらず、全空連の地方支部等から派遣していただくなどの協力をいただいている。	
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	・ <b>中長期計画にて財源を確保した後に、各種専門家のサポートが受けられる体制を構築していく。</b> ・ <b>監事の弁護士に相談する事項については、定期的に理事間で話をして決めている</b> ・ <b>監事である弁護士に、日常的に法務についてサポートを受けている</b> ・ <b>税理士と契約を結び、日常的に税務と会計についてサポートを受ける体制を構築している。</b>	
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	・ <b>当団体内で会計担当・理事・事務局の3役で会計チェックを行い、監事による監査を受けている</b> ・ <b>理事会承認を得た上で、HPにて公開している。</b> ・ <b>団体統合を進めていることから団体統合後2025年度内に「財産管理規程」を整備し、HPにて公開する予定である</b> ・ <b>法に基づき監事を定めており、監事に弁護士が就任している</b> ・ <b>弁護士である監事による監査報告書を作成している</b>	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	・国庫補助金マニュアルに沿って適正に会計処理をしている。	
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	当協会の組織運営に関わるさまざまな情報を（役員、定款、各種規定、財政、事業計画など）を当協会ホームページ（ <a href="https://jdka.jimdofree.com/">https://jdka.jimdofree.com/</a> ）で公開している。	
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	<p>・強化指定選手選考基準についてはHPにて公開している。 URL:<a href="https://jdka.jimdofree.com/2024/04/06/%E3%81%94%E6%A1%88%E5%86%85-2024%E5%B9%B4%E5%BA%A6%E5%BC%B7%E5%8C%96%E6%8C%87%E5%AE%9A%E9%81%B8%E6%89%8B-%E8%82%B2%E6%88%90%E6%9E%A0%E6%8C%87%E9%81%B8%E6%89%8B%E7%94%B3%E8%AB%8B-%E7%AC%AC%EF%BC%91%E5%9B%9E%E5%BC%B7%E5%8C%96%E5%90%88%E5%AE%BF-0504-%E7%94%B3%E8%BE%BC%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6/">https://jdka.jimdofree.com/2024/04/06/%E3%81%94%E6%A1%88%E5%86%85-2024%E5%B9%B4%E5%BA%A6%E5%BC%B7%E5%8C%96%E6%8C%87%E5%AE%9A%E9%81%B8%E6%89%8B-%E8%82%B2%E6%88%90%E6%9E%A0%E6%8C%87%E9%81%B8%E6%89%8B%E7%94%B3%E8%AB%8B-%E7%AC%AC%EF%BC%91%E5%9B%9E%E5%BC%B7%E5%8C%96%E5%90%88%E5%AE%BF-0504-%E7%94%B3%E8%BE%BC%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6/</a></p> <p>・2024年12月世界大会の日本代表選考については「01」の資料をHPにて公開している。</p>	
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	<p>「スポーツ団体ガバナンスコード&lt;中央競技団体向け&gt;遵守状況の自己説明」を当協会ホームページにて公開している URL:<a href="https://jdka.jimdofree.com/%E6%97%A5%E6%9C%AC%E3%82%8D%E3%81%86%E7%A9%BA%E6%89%8B%E9%81%93%E5%8D%94%E4%BC%9A%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6/%E3%">https://jdka.jimdofree.com/%E6%97%A5%E6%9C%AC%E3%82%8D%E3%81%86%E7%A9%BA%E6%89%8B%E9%81%93%E5%8D%94%E4%BC%9A%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6/%E3%</a></p>	
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	現状、重要な契約事項は、理事内で情報共有した上で、理事長の承認を得るという手続きを踏んで締結するなど、適切に管理している。また、「利益相反管理規定」を策定し、HPにて公開している。	
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	「利益相反取引管理規程」を策定し、HPにて公開している。	

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	<p>日ろ空コンプライアンスホットラインを設置している</p> <p>(1) 通報窓口についてはホームページに掲載している「★日ろ空 コンプライアンスホットライン 通報・相談受付票.pdf」ファイルに記載している。</p> <p>URL:<a href="https://jdka.jimdofree.com/%E6%97%A5%E6%9C%AC%E3%82%8D%E3%81%86%E7%A9%BA%E6%89%8B%E9%81%93%E5%8D%94%E4%BC%9A%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6/%E8%A6%8F%E7%A8%8B/">https://jdka.jimdofree.com/%E6%97%A5%E6%9C%AC%E3%82%8D%E3%81%86%E7%A9%BA%E6%89%8B%E9%81%93%E5%8D%94%E4%BC%9A%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6/%E8%A6%8F%E7%A8%8B/</a></p> <p>(2) 通報窓口の担当者に相談内容に関する守秘義務については「内部通報制度に関する規定」に記載している。</p> <p>(3) 通報者を特定し得る情報や通報内容に関する情報の取扱いについては「内部通報制度に関する規定」に記載している。</p> <p>(4) 通報窓口を利用したことを理由として、相談者に対する不利益な取扱いを行うことを禁止することは「内部通報制度に関する規定」に記載している。</p> <p>(5) コンプライアンス研修等の実施を通じて、NF役職員に対して、通報が正当な行為として評価されるものであるという意識付けを徹底している。</p>	(A-6)内部通報制度に関する規程 (A-7)日ろ空 コンプライアンスホットライン 通報・相談受付票
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	<p>当協会の監事は弁護士であるため、通報制度の窓口は監事とし、適切な対応をするような仕組みとなっている。</p>	(A-6)内部通報制度に関する規程 (A-7)日ろ空 コンプライアンスホットライン 通報・相談受付票
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	<p>「倫理・懲戒規程」・「反社会勢力対応規程」にて整備している。</p> <p>(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を「倫理・懲戒規程」に定めている。</p> <p>(2) 「倫理・懲戒規程」はホームページに公開している。</p> <p>(3) 「倫理・懲戒規程」の第6条の4項にて弁明の機会を与えている。</p> <p>(4) 「倫理・懲戒規程」内に「処分結果は、処分対象者に対し、処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続の可否、その手続の期限等が記載された書面にて告知する」ことを定めている。</p>	(A-8)倫理・懲戒規程 (A-5)反社会勢力対応規程
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	<p>倫理・懲戒規程第6条にて、下記の通り定めている。</p> <p>1 理事長は、疑われる事案について本協会では処分が必要と認める場合には懲戒委員会を設置する。</p> <p>2 監事（弁護士）を含む専門性を有する委員で構成された懲戒委員会が、懲戒規程に従って中立な立場で処分を判断し理事会で決議する。</p> <p>2 懲戒委員会の委員は本協会の役員又は学識経験者で構成する。</p> <p>3 懲戒委員会は、理事長から当該事案の調査結果の報告を受け、別表に定める処分の基準を踏まえて審議の上、処分案を理事長に答申するものとする。</p>	(A-8)倫理・懲戒規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	当協会の定款第54条に「自動応諾条項」を盛り込んでいる。 「倫理・懲戒規程」の第8条に記載してある。	(A-8)倫理・懲戒規程 (A-1)定款
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	当協会の「定款」「倫理懲戒規程」に「自動応諾条項」を設けてホームページで公表しており、スポーツ仲裁の利用が可能であることを通知している。当協会入会申込書にスポーツ仲裁の利用が可能な旨を明記していくことを検討するとともに、選考会および強化合宿にて選手たちに説明を実施している。 掲載URL： <a href="https://jdka.jimdofree.com/%E6%97%A5%E6%9C%AC%E3%82%8D%E3%81%86%E7%A9%BA%E6%89%8B%E9%81%93%E5%8D%94%E4%BC%9A%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6/%E8%A6%8">https://jdka.jimdofree.com/%E6%97%A5%E6%9C%AC%E3%82%8D%E3%81%86%E7%A9%BA%E6%89%8B%E9%81%93%E5%8D%94%E4%BC%9A%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6/%E8%A6%8</a>	(A-8)倫理・懲戒規程 (A-1)定款
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	未整備。 危機管理委員会の設置あるいは危機管理マニュアルの作成を2024年度中、遅くて2025年上半期までに策定する。	
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	過去4年以内に不祥事は発生していない。	
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	過去4年以内に外部調査委員会を設置した例はない	
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	当協会は選手個人が直接登録する団体であり、地方組織がないため、本審査項目は適用されないと考える。	



審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	
			自己説明	証憑書類
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	当協会は選手個人が直接登録する団体であり、地方組織がないため、本審査項目は適用されないと考える。	